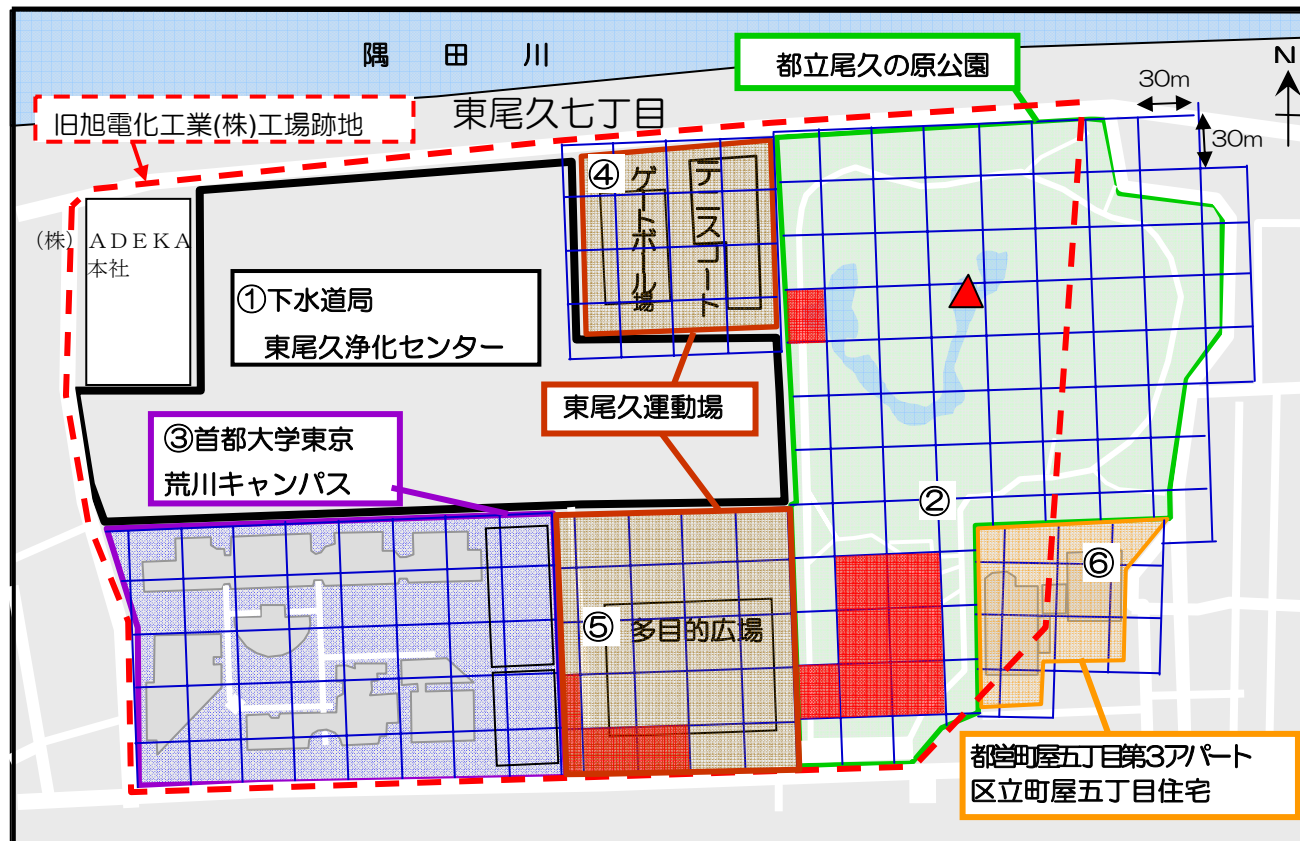


東尾久浄化センター隣接地のダイオキシン類土壌調査及び措置の経緯について

	①下水道局東尾久浄化センター	②都立尾久の原公園	③首都大学東京 荒川キャンパス	④東尾久運動場 (テニスコート等)	⑤東尾久運動場 (多目的広場等)	⑥都営町屋五丁目第3アパート ・区立町屋五丁目住宅
平成 24 年 12 月 22 日	○ダイオキシン類土壌環境基準を超える 工事発生土壌があったことを公表 (最大 2,300 pg-TEQ/g)	○立入禁止措置、飛散防止措置を開始 (旧旭電化工業(株)工場跡地に立地する都立公園、大学及び住宅の緑地部等)				
		○先行調査を開始				
		ダイオキシン類の土壌環境基準値：1,000 pg-TEQ/g 以下				
平成 25 年 2 月 5 日	ダイオキシン類対策特別措置 法の対策地域の指定要件に該 当せず (センター敷地は職員のみが 立ち入る地域であるため)	○先行調査の結果公表 (表層 7 地点)				
		基準超過 1 箇所 (2,500 pg-TEQ/g)	基準適合	基準適合	基準適合	基準適合
4 月 4 日		○詳細調査の結果公表 (表層 157 区画)				
		基準超過 8 区画 (最大 6,200 pg-TEQ/g)	基準適合	基準適合	基準超過 3 区画 (最大 3,500pg-TEQ/g)	基準適合
5 月～7 月		○立入禁止の解除				
		6 月 1 日 (一部解除)	5 月 15 日	6 月 21 日	7 月 19 日 (一部解除)	5 月 16 日
9 月 11 日		○深度方向調査の結果公表				
		基準超過 (最大 440,000pg-TEQ/g)	—	—	基準超過 (最大 5,100pg-TEQ/g)	—
(参考) 重金属等調査結果 (4 月 4 日公表) 土壌汚染対策法に基づき対応 (本件諮問の対象外)		基準超過 鉛及びふっ素 (土壌)	基準超過 ふっ素 (土壌)	基準適合	基準超過 鉛 (土壌)	基準適合



【凡例】  
■ : DXN 類土壌環境基準超過

【参考】  
土壌以外の DXN 類調査  
・水質 (公園内の池)  
→環境基準超過 (▲で図示)  
※ダイオキシン類対策  
特別措置法の対策地域  
の対象外  
・底質 (公園内の池)  
→環境基準適合  
・大気  
→環境基準適合

東尾久浄化センター隣接地の概要 (面積等)

②都立尾久の原公園  
平成 5 年開園、面積 62,000m<sup>2</sup>

③首都大学東京 荒川キャンパス  
昭和 61 年開校、面積 35,000m<sup>2</sup>

④東尾久運動場 (テニスコート、ゲートボール場)  
平成 2 年利用開始、面積 9,000m<sup>2</sup>

⑤東尾久運動場 (多目的広場)、月極駐車場  
平成 2 年運動場側、平成 13 年駐車場側で利用開始、面積 20,000m<sup>2</sup>

⑥都営住宅、区営住宅  
平成 10 年竣工、面積 10,000m<sup>2</sup>  
隣接地全体の面積 : 136,000m<sup>2</sup>

※ 下水道局東尾久浄化センター内①部分の面積は、65,000m<sup>2</sup>